

## 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社オーエンス（以下「甲」という。）と株式会社オーエンス労働者代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。
2. 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
  3. 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第 3 条 対象労働者の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表 1 とする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は、令和 4 年 8 月 26 日職発 0826 第 1 号「令和 5 年度「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和 3 年職業安定業務統計の求人賃金を基準とした一般基本給・賞与等の額」の中分類の職種とする。

（2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条のとおりとする。

（3）地域調整については、石川県の派遣先の事業所就業地で派遣就業を行うことから、通達に定める「都道府県別」の石川の指数を用いるものとする。

- 第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

（1）別表 1 の同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする。

A ランク：2年

B ランク：1年

C ランク：0年

2. 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇給は勤務成績等を勘案しその能力に応じて決定するものとする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合は、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜、休日労働手当は、派遣従業員就業規則第37条、準社員就業規則第40条の割増賃金条項に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる）1kmあたり10円を支給する。

2. 片道2km未満であれば、支給しない。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：3年

通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）

- (2) 退職時の勤続年数ごとの支給月数：3年、5年、10年、15年、20年、25年以上

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の高校卒（自己都合・会社都合）の調査産業計のモデル退職金

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。但し、退職金手当制度を開始した令和2年4月以前の勤続年数の取扱いについては、支給しないものとする。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年以下であること

- (2) 別表3に示したものと比して、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

（賃金の決定あたっての評価）

第9条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣従

業員就業規則第 33 条第 2 項または準社員就業規則第 36 条 2 項に定める方法を準用し、その評価に基づき、第 4 条第 2 項の昇給の範囲を決定する。

(2) 賞与の決定は、別表 2 で掲載した基本給与及び賞与額の合計額（時給換算）にて決定する。

(賃金以外の待遇)

第 10 条 教育訓練（次条に定めるものを除く）については、派遣従業員就業規則第 51 条、準社員就業規則第 54 条の規定を適用し、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、派遣従業員就業規則及び準社員就業規則に定める各条項の規程を準用する。

(教育訓練)

第 11 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップ計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和 5 年 8 月 10 日

株式会社オーエンス

代表取締役 北島 勇



株式会社オーエンス

労働者代表

柴田 憂紀



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的賃金の額

(職業安定業務統計の求人賃金をベースとした一般基本給・賞与額(時給換算))

\*本表は地域指数 石川県 97.5% を乗じた値

0.975

大分類		中分類	基準値に能力・経験調整指数・地域指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
B	専門職技術的職業	7 開発技術者	1,223	1,421	1,536	1,579	1,689	1,849	2,340
		8 製造技術者	1,221	1,419	1,534	1,576	1,686	1,846	2,337
		10 情報処理通信技術者	1,335	1,552	1,677	1,723	1,844	2,019	2,555
		11 その他の技術者	1,203	1,398	1,511	1,553	1,661	1,818	2,301
		13 保健師・助産師等	1,275	1,482	1,601	1,645	1,760	1,927	2,440
		15 その他の保険医療	1,133	1,317	1,423	1,463	1,565	1,714	2,169
		16 社会福祉専門的職種	1,171	1,362	1,471	1,512	1,618	1,771	2,242
		19 教育の職業	1,146	1,331	1,440	1,480	1,583	1,733	2,193
		21 著述家・記者・編集者	1,174	1,365	1,475	1,516	1,622	1,775	2,247
		22 美術家・デザイナー	1,142	1,327	1,435	1,475	1,577	1,727	2,185
		23 音楽家・舞台芸術家	1,136	1,321	1,427	1,467	1,569	1,717	2,175
24 その他の専門的職業	1,165	1,353	1,463	1,503	1,608	1,760	2,228		
C	事務的職業	25 一般事務	1,032	1,199	1,296	1,332	1,425	1,560	1,975
		26 会計事務員	1,143	1,328	1,436	1,476	1,579	1,728	2,187
		27 生産関連事務員	1,102	1,281	1,384	1,423	1,522	1,667	2,109
		28 営業販売関連事務員	1,129	1,311	1,417	1,457	1,559	1,706	2,159
		30 運送郵便事務	1,185	1,377	1,488	1,530	1,637	1,792	2,268
		31 事務用機器操作	1,056	1,227	1,326	1,364	1,459	1,597	2,022
D	販売の職業	32 商品販売の職業	1,096	1,274	1,377	1,415	1,514	1,657	2,098
		33 販売類似の職業	1,256	1,460	1,578	1,622	1,735	1,899	2,404
		34 営業の職業	1,227	1,426	1,541	1,584	1,694	1,855	2,348
E	サービスの職業	35 家庭生活支援サービス	1,108	1,287	1,392	1,431	1,530	1,676	2,120
		36 介護サービスの職業	1,073	1,247	1,348	1,385	1,482	1,622	2,053
		37 保険医療サービス	952	1,106	1,196	1,229	1,315	1,440	1,822
		38 生活衛生サービス	1,163	1,351	1,460	1,501	1,605	1,757	2,224
		39 飲食物調理の職業	1,132	1,316	1,422	1,462	1,563	1,712	2,167
		40 接客・給仕の職業	1,182	1,373	1,484	1,526	1,633	1,788	2,262
		41 居住施設ビル管理	1,137	1,322	1,428	1,468	1,570	1,719	2,177
		42 その他サービス	1,077	1,251	1,353	1,390	1,487	1,628	2,061
45 その他保安業務	1,051	1,220	1,320	1,356	1,450	1,588	2,010		
H	生産工程の職業	49 生産設備(金属)	1,064	1,237	1,336	1,373	1,470	1,609	2,036
		50 生産設備(金属除く)	1,053	1,224	1,323	1,360	1,454	1,593	2,016
		51 生産設備(機械)	1,067	1,240	1,340	1,377	1,474	1,613	2,042
		52 金属材料製造等	1,086	1,261	1,364	1,402	1,499	1,641	2,077
		54 製品製造加工処理	1,020	1,185	1,282	1,317	1,409	1,543	1,952
		57 機械組立の職業	1,053	1,224	1,323	1,360	1,454	1,593	2,016
		60 機器設備修理	1,107	1,287	1,391	1,429	1,528	1,674	2,118
		61 製品検査(金属)	1,032	1,199	1,296	1,332	1,425	1,560	1,975
		62 製品検査(金属除く)	1,003	1,166	1,259	1,294	1,385	1,516	1,919
		63 機械検査の職業	1,060	1,232	1,331	1,368	1,464	1,603	2,029
		64 生産関連・生産類似	1,128	1,310	1,416	1,455	1,557	1,705	2,158
I	輸送・機械 運転の職業	66 自動車運転の職業	1,231	1,430	1,546	1,589	1,700	1,861	2,355
		68 その他の運送の職業	1,109	1,288	1,393	1,432	1,531	1,677	2,122
		69 定置・建設機械運転	1,216	1,413	1,527	1,570	1,679	1,838	2,328
K	運搬清掃の職業	75 運搬の職業	1,115	1,295	1,401	1,440	1,539	1,685	2,134
		76 清掃の職業	1,072	1,246	1,346	1,384	1,481	1,621	2,051
		77 包装の職業	976	1,134	1,226	1,260	1,348	1,477	1,869
		78 その他運搬等の作業	1,075	1,249	1,350	1,388	1,484	1,625	2,057

注意：①本表の賃金は0年(入社時)の賃金をベースとして派遣先が求める能力・経験調整指数にて運用する

②本表は「令和元年賃金構造基本統計調査による産業計の能力・経験指数を使用し、地域指数を乗じたものである